

ディスプレイ周辺の防爆基準(改正案)の提案について

「ディスプレイ周辺の防爆基準」については、「防爆基準分科会」及び「水素インフラ規格基準委員会」の審議を経て、平成 24 年 9 月 27 日に「ディスプレイ周辺の防爆基準 JPEC-S 0004(2012)」を制定致しました。

その後、経済産業省殿に提出し、当該民間基準に関する厚生労働省コメントに対応した事務局改正案を作成し、防爆基準分科会（平成 25 年 4 月 2 日付書面開催）でご審議を頂きました。その後、新たな委員コメントと厚生労働省コメントに関する検討に基づく事務局改正案を、防爆基準分科会（平成 25 年 9 月 18 日開催）の審議を経て、12 月 19 日の水素インフラ規格基準委員会に提案しご意見を頂きました。これらのコメントに関する JPEC 提案を反映した改正案をご提案させていただきます。

については「2. JPEC 提案」に示す改正案を、水素インフラ規格基準委員会の委員による書面投票にてご審議頂きたくお諮り致しますので、「賛成」・「コメント付賛成」又は「反対」の投票をお願い致します。なお、「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きますようお願い致します。

記

1. 改正内容

(1) 「JPEC-S 0004(2012)（平成 24 年 9 月 27 日制定）に関する厚生労働省コメント」に基づく改正

⇒ 資料-0 参照。

(2) 水素インフラ規格基準委員会(平成 25 年 12 月 19 日開催)に提案した改正内容

・「平成 25 年 4 月 2 日付け書面投票結果」及び「厚生労働省コメントに関する検討」に基づく改正

⇒ 資料-1 参照。

(3) 水素インフラ規格基準委員会（平成 25 年 12 月 19 日開催）の委員コメント

NO	委員コメント	検討結果
1	「ディスペンサー周辺の防爆基準(改正案)」のまえがきの改正概要において、『ディスペンサー内部の換気度を「中換気度」から「低換気度」に変更し、』と記述しているが本文解説の内容と異なるように思う。	本文解説と合致しています。「1. 平成 25 年 4 月 2 日付け書面投票結果に基づく改正」の NO.1 の検討結果に基づく修正により、ディスペンサー内部の換気度は「中換気度」から「低換気度」に評価され、これによりディスペンサー内部の危険箇所は「第二类危険箇所」から「第一類危険箇所」に分類される。
2	<事務局提案>	本防爆基準の制定年号を 2014 に修正し、自主基準の名称を「ディスペンサー周辺の防爆基準(改正案)JPEC-S 0004(2014)」とする。

2. JPEC 提案

「1. 改正内容」に示す「検討結果」を反映させた基準（改正案）を「ディスペンサー周辺の防爆基準(案)」とする。

【書面投票対象】 資料-2 『ディスペンサー周辺の防爆基準（改正案）JPEC-S 0004(2014)』

<添付>

資料-0 : 「JPEC-S 0004(2012) (平成 24 年 9 月 27 日制定)に関する厚生労働省コメント」に基づく改正

資料-1 : 「ディスペンサー周辺の防爆基準（改正案）」について

資料-2 : ディスペンサー周辺の防爆基準（改正案）JPEC-S 0004(2014)

参考-1 : ディスペンサー周辺の防爆基準（改正案）の新旧対照表